

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	高齢者支援計画 修正案
1-1	P. 65	総合事業の導入に係る考え方について	① 総合事業の導入に係る考え方 3枠目「介護が必要な方が…こうした有資格者による介護支援は、より高い技術を要する中・重度の要介護者を中心に提供される必要性が今後高まっていくものと…」とありますが、中・重度を有資格者、軽度者をボランティアや民間活力等のような棲み分けは危険ではないでしょうか。軽度者の中にも沢山の認知症の方も含まれます。軽度の認知症対応が適切に行われることでBPSD悪化予防となると思われます。	総合事業では、利用対象となる要支援者等の掃除、買い物などの生活援助について、既存の介護保険指定事業者に加え、NPO等の多様な事業主体により支える仕組みとなります。 どのような事業主体により支援するのかは、利用者の状態に基づいて地域包括支援センター等の適切なケアマネジメントにより決定されます。	無	
1-2	P. 66	訪問型サービスについて	② 流山市における総合事業への取り組みの方向性 図2)訪問型サービスのイメージ 図の下部に示されている矢印について 従来の介護保険の予防給付の対応範囲の矢印が身体介護からNPO等が提供する訪問型サービスの半ばあたりまで指し示していますが、ここの線引きを明確にしていきたい。おそらく国が示している特例のケースについての予防給付かと思われませんが、例えば特例の中の認知症のケースの場合の状態像の明確等をお願いしたい。 さらにその下の矢印においては、身体介護からすべての訪問型サービスを指し示していますが、身体介護が必要なレベルの人に対し、総合事業で対応すべきでないと思います。介護保険での給付で対応すべきだと思います。 2段落目にNPO法人や生活協同組合、シルバー人材センターが訪問型サービスの担い手として…とありますが、これまでのシルバー人材センターの活動と同様の内容を想定されているのでしょうか。または、これまで以上の業務内容の範囲を想定されているのでしょうか。これまで以上のものを想定しているとした場合には、高齢者によるサービス提供上のリスク管理について、しっかり打ち出してほしいと思います。	ご意見をいただいた66頁の図2は、ホームヘルプサービスについて、保険給付から総合事業への移行に伴い、事業主体が多様化することを図として表したものです。 具体的には、総合事業移行前は、高齢者の生活支援に係るサービス提供主体は、主に、ホームヘルプサービスを実施する介護保険指定事業者が中心で、NPO法人などの担い手は限定的であることを表しています。 これに対し、総合事業では、既存の介護保険指定事業者に加え、NPO法人やシルバー人材センター、ボランティアなどが高齢者の生活支援の担い手に加わるにより多様化していくことを線引きを示したものです。 総合事業の利用者が、どのような担い手から支援を受けるかについては、地域包括支援センター等のケアマネジメントにより決定されます。したがって、身体介護を必要とする人は、既存の介護保険指定事業者のホームヘルパーなどの有資格者を通じ提供されるものと捉えています。 また、シルバー人材センターは、国のガイドラインで示す訪問型Aによる事業主体として、掃除、買い物等の生活援助を提供します。これらは、従来からの活動と同様の内容のものです。 また、今後は、シルバー人材センターが訪問型サービスBによる事業主体にもなれるよう働きかけていきますが、その場合も、支援の内容は同様の内容のものです。	無	
1-3	P. 65~72	総合事業への対応について	【総合事業全体を通しての意見】 次年度より開始するとありますが、各サービスについて内訳を公開してほしいと思います。(例えば訪問型A、B、C、Dについての事業者数および利用状況)タイムリーに把握できるよう月1回程度の頻度で公開してほしいです。	総合事業の開始は、平成27年4月1日を予定しています。 事業者では総合事業に係る準備を行う必要があることから、介護保険サービス事業者を対象とした説明会を今後行っていきます。 また、関係予算の市議会での審議・議決を受けた後、北部、中部、東部及び南部の各地域ごとに市民を対象とした説明会を実施していきます。 そのほか、自治会、老人会などを対象とした説明会にも取り組みます。 ほかにも、市ホームページや広報ながれやまを活用し、わかりやすく説明を行い、その情報は、定期的に更新を行っていきます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	高齢者支援計画 修正案
1-4	P. 68	介護予防マネジメントについて	iv)介護予防マネジメントについて 介護予防マネジメントを地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託可能とありますが、居宅介護支援事業所でのより質の高いサービス提供が求められている現状にあります。次年度改定では、特定事業所への人員体制に対しても要件が厳しいものとなっていきます。現状でも赤字続きの事業であり、全国的にも撤退を余儀なくされている事業所も多々あります。介護予防マネジメントを地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託可能とありますが、地域包括支援センターへ予算をつけていただき、そこですべて行ってほしいと思います。 居宅介護支援事業だけでは、事業が成り立たない現状にあります。介護予防マネジメントは、現状の予防プランの委託料を更に下げられたものとなるかと思われます。 また、居宅介護支援事業は、質の高いサービス提供が求められている現状にあります。より専門性に特化したプランニングをおこなうべきと考えます。	地域包括支援センターについては、総合事業など介護保険制度改正に伴う新たな役割を果たすため、平成27年度介護保険特別会計予算案に運営委託料に係る必要額を計上し、体制の強化を図っていく方針です。 ご意見の介護予防マネジメント業務については、介護予防支援事業所としての業務であるため、これを地域包括支援センターの運営に係る委託料に含めることはできません。	無	
1-5	P. 119	地域密着型 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について	(8)地域密着型 複合型サービス 診療報酬改定により在院日数の短縮により、医療依存度の高い人の在宅への退院が促進されている現状にあります。そのような中にあり「複合型サービス」は、小規模多機能居宅介護に訪問看護を足した、より医療必要度の高い人を受け入れることが可能なサービスであり、そのような状態の方の在宅を支えるのに必要不可欠なサービスと思われる。このサービスが地域で十分に活用されていけるよう、様々な側面からのサポートを行っていただきたい。 【予測される利用者数について】 平成28年度 実人数20人、延利用者数7,300人、 平成29年度 実人数23人、延利用者数8,395人 以上の数字が妥当と思われる、ここを目標に地域包括ケアの一端を担うべきサービスとしての位置づけを行って頂きたいと思っております。	複合型サービスについては、第6期高齢者支援計画に基づいて整備を進めていきます。整備・開設に際しては、市民への周知を行っていきます。 高齢者支援計画に位置付ける計画値は、介護保険法第117条第2項の規定により、介護保険料の算定のために、サービスの種類ごとの量の見込みを定めるものとされていることから、複合型サービスに係る利用量の見込みとしています。よって、目標値の位置づけを行うものではありません。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	高齢者支援計画 修正案
2-1	P. 86	認知症に係る総合的な支援について	<p>脳卒中が原因で高次脳機能障害となった方の場合、40歳以上の方は原則として介護保険制度の利用が優先されます。時期の計画において、家族の支援だけでなく第2号被保険者で記憶障害や社会的行動障害などの認知障害のある方を対象にした具体的な計画を書き込んでいただきたく存じます。</p> <p>若年性認知症の方や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害となった方の多くは働き盛りであったり、子育てや親の介護などで多忙であったりと、高齢者とは異なる環境におかれていることから、一層のご配慮をお願いする次第です。</p> <p>具体的には、介護保険事業計画の中の支援策を盛り込んでいただくこと、介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携について書き込んでいただくこと、この2点をお願いしたく、以下に意見を記させていただきます。</p> <p>意見1 介護保険事業単独での第2号被保険者への支援</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害に対する理解の啓発や居場所・活動の場の支援、利用できるサービスの情報提供等、支援体制の構築を図ります。 ・若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害を含む認知症がいへの理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組めます。 <p>といったことを計画に入れ込んでください。</p>	<p>第6期流山市高齢者支援計画では、認知症を抱える方への早期対応をはじめとする認知症に係る総合的な支援について、全ての認知症を抱える方を対象として策定しているものです。</p> <p>ご意見1について検討した結果、若年性認知症及び高次脳機能障害に係る支援について、次の事項に取り組んでいくとともに、必要な内容を計画に加えることとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認知症講座において若年性認知症や高次脳機能障害に関し市民の理解を図るよう取り組んでいきます。 ② 認知症(全ての認知症を抱える方を対象。以下、②及び③において同じ。)を抱える本人、介護者が交流し、社会参加ができる場として、地域で(仮称)コスモスカフェ(=認知症カフェ)が開催できるよう市、地域包括支援センターが支援を行っていきます。 ③ 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心として、認知症に係る相談・情報提供機能の向上を図り、適切な情報の提供に努めるほか、地域の身近な場所で気軽に医師等の専門職に認知症に関する相談ができる仕組みを構築します。 <p>なお、こうした若年性認知症等に係る支援について、今後も流山市医師会の協力を得て検討・実施していきます。</p>	有	<p>P78の図11中(下線部が修正箇所) 認知症に係る相談・情報提供機能の向上及び認知症初期集中支援チームの構築</p> <p>P87(次の文章を追加) また、認知症講座では、若年性認知症等の疾病特性に関する理解を図るよう取り組んでいきます。</p> <p>P89(次の文章を追加) 特に、認知症に係る相談・情報提供機能の向上を図り、適切な情報の提供に努めていきます。 また、地域の身近な場所で、医師等の専門職に相談できる仕組みを構築します。</p> <p>P90(下線部が修正箇所) ⑥ 交流・社会参加の支援(介護支援課) 【取り組みの方向性】 高齢者及び第2号被保険者の認知症を抱える方及びその家族の実態の把握に努めます。 その上で、認知症を抱える人を介護する家族のための集いでは、家族が一人で抱え込まないなど、介護者の精神的負担の軽減を図るよう運営していきます。 第6期(平成27年度～平成29年度)では、認知症を抱える人及び家族の交流・社会参加を図る(仮称)コスモスカフェ(=認知症カフェ)の立ち上げを支援していきます。</p>
2-2	P. 86	認知症に係る総合的な支援について	<p>意見2 介護保険事業だけではなく、障害福祉分野の事業などと連携しての支援</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の支援策として、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障がい福祉サービスの活用も含め関連する他部署と連携し、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど本人や家族に対する相談・支援体制の一層の整備・充実を図ります。 ・若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害を含む第2号被保険者への支援では、高齢者支援課と障害福祉課の連携を強め、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど切れ目のない支援に取り組めます。 <p>といったことを計画に入れ込んでください。</p>	<p>本人の障害の種類や状況に応じて、介護保険制度に基づく支援又は障害者支援制度に基づく支援が受けられるように、従来から、介護支援課及び障害者支援課が連携し対応しています。</p> <p>今後も連携を強化し対応していきます。</p>	無	